

京都市告示第113号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年5月11日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
梅津東山七条線	下京区朱雀内畑町7番地の15から同町7番地の3地先まで	旧	メートル 14.00	メートル 26.97 ~ 27.14
		新	14.00	26.97 ~ 27.14

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
西第三緯15号線	北区平野上八丁柳町48番地の1地先内	旧	メートル 18.00	メートル 5.89 ~ 12.40
		新	18.00	5.89 ~ 12.40
芦山寺通	上京区中社町346番地の6地先から同町354番地地先まで	旧	18.00	5.34 ~ 5.56
		新	18.00	5.34 ~ 6.14
黒門通	上京区森中町610番地の5地先から同町602番地地先まで	旧	20.60	4.40 ~ 4.55
		新	20.60	4.40 ~ 6.05

七条通	下京区朱雀内畑町7番地の3から 同町7番地の15地先まで	旧	14.00	26.97 ~ 27.14
		新	14.00	26.97 ~ 27.14
新千本通	下京区朱雀内畑町7番地の3地先内	旧	9.30	10.98 ~ 17.70
		新	9.30	10.98 ~ 19.30
久世33の1 号線	南区久世東土川町331番地の3地先から 同町331番地の13地先まで	旧	24.00	5.51 ~ 6.44
		新	24.00	5.51 ~ 6.44
嵯峨経155号 線	右京区嵯峨天龍寺車道町2番地の1地先 内	旧	29.20	5.50 ~ 5.80
		新	29.20	5.39 ~ 5.59
嵯峨緯130号 線	右京区嵯峨天龍寺車道町2番地の1地 先から 同町2番地の24地先まで	旧	46.60	3.90 ~ 4.45
		新	46.60	3.89 ~ 6.50
嵯峨緯131号 線	右京区嵯峨天龍寺車道町3番地の4地 先から 同町2番地の1地先まで	旧	24.50	2.37 ~ 2.40
		新	24.50	2.37 ~ 3.37
鳴滝経70号 線	右京区鳴滝蓮池町6番地の27地先から 同町9番地の4地先まで	旧	25.80	3.67 ~ 4.40
		新	25.80	4.40 ~ 6.02
中島経8号 線	伏見区中島堀端町149番地の1地先から 同町10番地の3地先まで	旧	25.40	3.87 ~ 4.08
		新	25.40	3.87 ~ 6.78
中島緯10号 線	伏見区中島堀端町10番地の3地先から 同町10番地の3地先まで	旧	13.10	2.49 ~ 5.68
		新	12.40	2.49 ~ 8.80

(建設局土木管理部道路明示課)